

■ Article (vol. 62) ■

税と社会保障の一体改革法案

日税研専務理事 坂田純一

政府は、平成24年3月30日、税と社会保障の一体改革として「世代間及び世代内の公平性が確保された社会保障制度を構築することにより支え合う社会を回復することが我が国が直面する重要な課題であることに鑑み、社会保障制度の改革とともに不断に行政改革を推進することに一段と注力しつつ経済状況を好転させることを条件として行う税制の抜本的な改革の一環として、社会保障の安定財源の確保及び財政の健全化を同時に達成することを目指す観点から消費税の使途の明確化及び税率の引上げを行うとともに、所得、消費及び資産にわたる税体系全体の再分配機能を回復しつつ、世代間の早期の資産移転を促進する観点から所得税の最高税率の引上げ及び相続税の基礎控除の引下げ並びに相続時精算課税制度の拡充を行うための措置を講ずるほか、その他の税制の抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置について定め必要がある。」との理由から、いわゆる「消費税関連増税法案」を閣議決定した。マスコミ等からは、消費税の増税のみが喧伝されているが、実は所得税法、相続税法及び租税特別措置法の一部等も同法案の中で改正されることとなっており、その概要を紹介する。

もともと、平成23年度の税制改正は、当初の「所得税法等の一部を改正する法律案」が177回国会に提出されていた。結局、ねじれ国会等の影響を受け6月22日に成立したのは「整備法案」（現下の厳しい経済状況及び雇用状勢に対応して税制の整備を図るための所得税等の一部を改正する法律案）のみであり、「構築法案」（経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税等の一部を改正する法律案）は継続審査となった。その後、179回国会において、「構築法案」のうち短期的に対応しなければならない法人課税や納税環境整備の一部等が11月30日に成立したものの、個人所得課税等は仕切り直しとなり、開会中の180回国会に提出された。このようにみても、ここ一年の税制は、極めて複雑な審議過程を経ている。

・「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案」

http://www.mof.go.jp/about_mof/bills/180diet/tk20120330h.pdf

・「租税特別措置法等の一部を改正する法律案」（別段の定めがあるものを除き、平成24年4月1日施行）

http://www.mof.go.jp/about_mof/bills/180diet/st240127h.htm

（解説）「構築法案」のうちの一部が「新成長戦略の実現並びに税制の公平性の確保及び課税の適正化の観点から要請される特に喫緊の課題に対応するた

め」として、本年1月に国会に提出され、去る3月30日に成立した。主な改正等は、住宅ローン減税制度の創設（認定省エネ住宅の特例の創設）、給与所得控除の上限設定（給与収入1,500万円超は一律245万円）、勤続年数5年以下の法人役員等の退職金の2分の1課税の廃止、地球温暖化対策税の創設等である。

・「東日本大震災から復興のための施策を実施するために必要な財源確保に関する特別措置法案」（平成23年11月30日成立、同12月2日施行）

http://www.mof.go.jp/about_mof/bills/179diet/20111028houritsu.pdf

（解説）マスコミ等での既報の通り、同法案から復興特別たばこ税に係る規定が削除された。その影響を受けた復興特別所得税は、対象期間が10年間から25年間（第9条）に、税率が当初の4%から2.1%（第13条）にと、それぞれ修正されている。

【税と社会保障の一体改革法案の概要】

一 趣旨（第1条関係）（省略）

二 消費税法の一部改正

（1）第2条関係

1. 消費税の税率を6.3%（現行4%）に引き上げることとする。（第29条関係）

（注）上記の改正は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）以後に行われる資産の譲渡等及び保税地域から引き取られる課税貨物について適用する。

（附則第2条関係）

2. 消費税の収入については、地方交付税法に定めるところによるほか、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費に充てることとする。（第1条関係）

3. 特定新規新設法人の納税義務の免除の特例（第12条の3関係、附則第4条関係）（省略）

4. 直前の課税期間の確定消費税額が48万円（1年分）以下であることにより中間申告義務のない事業者が、中間申告書を提出する旨の届出書を提出した場合には、中間申告書を提出できることとする制度を設けることとする。（第42条、第44条関係）

（注）上記の改正は、施行日以後に開始する課税期間について適用する。（附則第13条関係）

5. 平成25年10月1日前に締結した工事の請負契約等に基づき、施行日以後に当該契約に係る課税資産の譲渡等が行われる場合には、当該課税資産の譲渡等に係る消費税率は、現行税率（4%）とする等の経過措置を講ずることとする。

（附則第3条～第14条、第17条関係）

（2）第3条関係

1. 消費税の税率を7.8%（現行4%、平成26年4月1日以降6.3%）に引き上げることとする。（第29条関係）

(注) 上記の改正は、平成27年10月1日（以下「一部施行日」という。）以後に行われる資産の譲渡等及び保税地域から引き取られる課税貨物について適用する。（附則第15条関係）

2. 平成25年10月1日から平成27年4月1日の前日までの間に締結した工事の請負契約等に基づき、一部施行日以後に当該契約に係る課税資産の譲渡等が行われる場合には、当該課税資産の譲渡等に係る消費税率は、6.3%とする等の経過措置を講ずることとする。（附則第16条、第17条関係）

三 所得税法の一部改正（第4条関係）

1. 所得税の税率構造を次のとおり改めることとする。（第89条関係）

（解説）改正部分は、現行の1,800万円超の税率についてであり、5,000万円以下は40%、5,000万円超は45%にそれぞれ引き上げられる。

(注) 上記の改正は、平成27年分以後の所得税について適用する。（附則第19条関係）

2. 上記1の改正に伴い、給与所得の源泉徴収税額表（月額表及び日額表）及び賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表の見直しを行うこととする。（別表第2～別表第4関係）

(注) 上記の改正は、平成27年1月1日以後に支払うべき給与等について適用する。（附則第21条関係）

四 相続税法の一部改正（第5条関係）

1. 遺産に係る基礎控除を次のとおり引き下げるこことする。（第15条関係）

（解説）格差固定化の防止、相続税の再配分機能・財源調達機能の回復等の観点から、基礎控除が「3,000万円 + 600万円 × 法定相続人数」に引き下げられる。

2. 死亡保険金に係る非課税限度を次のとおり引き下げるこことする。（第12条関係）

（解説）法定相続人の数としては、未成年者、障害者又は相続開始直前に被相続人と生計を一にしていた者に制限される。

3. 相続税の税率構造を次のとおり改めることとする。（第16条関係）

（解説）現行3億円以下及び3億円超の税率が、2億円以下40%、3億円以下45%、6億円以下50%、6億円超55%と、それぞれ引き上げられる。

4. 未成年者控除に係る控除額を次のとおり引き上げることとする。（第19条の3関係）

20歳までの1年につき6万円を、20歳までの1年につき10万円とする。

5. 障害者控除に係る控除額を次のとおり引き上げることとする。（第19条の4関係）

85歳までの1年につき6万円（特別障害者については12万円）を、85歳までの1年につき10万円（特別障害者については20万円）とする。

(注) 上記1から5までの改正は、平成27年1月1日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用する。（附則第22条関係）

6. 历年課税制度の場合の贈与税の税率構造（第21条の7関係）（省略）
 7. 相続時精算課税制度の対象となる受贈者に係る贈与者の年齢要件を60歳以上（現行65歳以上）に引き下げるのこととする。（第21条の9関係）
(注) 上記6及び7の改正は、平成27年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用する。（附則第22条関係）
- 五 租税特別措置法の一部改正（第6条関係）（省略）
- 六 税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置（第7条関係）
- 政府は、所得税法等一部改正法附則第104条第1項及び第3項に基づく平成24年2月17日に閣議において決定された社会保障・税一体改革大綱に記載された消費課税、個人所得課税、法人課税、資産課税その他の国と地方を通じた税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策について、次に定める基本的方向性によりそれらの具体化に向けてそれぞれ検討し、それぞれの結果に基づき速やかに必要な措置を講じなければならない。
1. 消費課税については、消費税率の引上げを踏まえて、次に定めるとおり検討することとする。
 - (1) 番号制度の本格的な稼動及び定着を前提に、関連する社会保障制度の見直し及び所得控除の抜本的な整理と併せて、総合合算制度、給付付き税額控除等の低所得者に配慮した再分配に関する総合的な施策を導入する。
 - (2) (1) の再分配に関する総合的な施策の実現までの間の暫定的及び臨時的な措置として、社会保障の機能強化との関係も踏まえつつ、給付の開始時期、対象範囲、基準となる所得の考え方、財源の問題、執行面での対応の可能性等について検討を行い、簡素な給付措置を実施する。
 - (3) 消費税の簡易課税制度の仕入れに係る概算的な控除率については、今後、更なる実態調査を行い、その結果も踏まえた上で、その水準について必要な見直しを行う。
 - (4) 消費税率が段階的に引き上げられることも踏まえ、消費税の円滑かつ適正な転嫁に支障が生ずることのないよう、事業者の実態を十分に把握し、次に定める取組を含め、より徹底した対策を講ずる。（以下、省略）
 - (5) 及び (6) （省略）
 - (7) 住宅の取得については、取引価額が高額であること等から、消費税率の引上げの前後における駆け込み需要及びその反動等による影響が大きいことを踏まえ、一時の税負担の増加による影響を平準化し、及び緩和する観点から、住宅の取得に係る必要な措置について財源も含め総合的に検討する。
 - (8) ~ (14) （省略）
 2. 個人所得課税については、次に定めるとおり検討することとする。
 - (1) 金融所得課税については、平成26年1月から所得税及び個人住民税をあわせて20%の税率が適用されることを踏まえ、その前提の下、平成24年度中に公社債等に対する課税方式の変更及び損益通算の範囲の拡大を検討する。

(2) 扶養控除の在り方については、真に税負担の減殺に配慮が必要な者が対象となっているかどうかとの観点及び課税ベースの拡大等の観点を踏まえるほか、今後更に具体化される社会保障制度の改革の内容及び給付付き税額控除の導入をめぐる議論も踏まえつつ、検討する。

(3) 年齢23歳以上70歳未満の扶養親族を対象とする扶養控除については、関連する社会保障制度の内容も踏まえつつ、検討する。

(4) 配偶者控除については、当該控除をめぐる様々な議論、課税単位の議論及び社会経済状況の変化等を踏まえつつ、引き続き検討する。

(5) 給与所得控除については、給与所得者の必要経費に比して過大となっていないかどうか等の観点から、実態を踏まえつつ、今後、その在り方について検討する。

(6) 年金課税の在り方については、年金の給付水準や負担の在り方など今後の年金制度改革の方向性も踏まえつつ、見直しを行う。

(7) 個人住民税については、(以下、省略)

3. 法人課税については、平成27年度以降において、雇用及び国内投資の拡大の観点から、実効税率の引下げの効果及び主要国との競争上の諸条件等を検証しつつ、その在り方について検討することとする。

4. 資産課税については、次に定めるとおり検討することとする。

(1) 事業承継税制について、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に基づく認定の運用状況等を踏まえ、その活用を促進するための方策や課税の一層の適正化を図る措置について検討を行い、五の規定の施行に併せて見直しを行う。

(2) 相続税について、老後における扶養の社会化が高齢者の資産の維持に寄与している面もあることも踏まえ、課税方式を始めとした様々な角度から引き続きその在り方を検討する。

5. 地方税制については、(以下、省略)

6. 番号制度については、税務における一層の適正かつ円滑な利用を確保する観点から、番号法及び同法の整備法の公布後、納税者の利便の向上、個人番号及び法人番号の告知、本人確認の実効性の確保並びに調書の拡充による必要な情報の収集等に関する各種の施策について、納税者及び事業者の事務負担等にも配慮しつつ、引き続き検討することとする。

7. 国際的な取引に関する課税については、(以下、省略)

8. 歳入庁の創設による税と社会保険料を徴収する体制の構築について本格的な作業を進めることとする。

七 その他（附則関係）

1. 施行期日

この法律は、別段の定めがあるものを除き、平成26年4月1日から施行することとする。（附則第1条関係）

2. 消費税率の引上げに当たっての措置

(1) 消費税率の引上げに当たっては、経済状況を好転させることを条件として実施するため、物価が持続的に下落する状況からの脱却及び経済の活性化に向けて、平成23年度から平成32年度までの平均において名目の経済成長率で3%程度かつ実質の経済成長率で2%程度を目指した望ましい経済成長の在り方に早期に近づけるための総合的な施策の実施その他の必要な措置を講ずる。

(2) この法律の公布後、消費税率の引上げに当たっての経済状況の判断を行うとともに、経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、上記二及び三の消費税率の引上げに係る改正規定のそれぞれの施行前に、経済状況の好転について、名目及び実質の経済成長率、物価動向等、種々の経済指標を確認し、(1) の措置を踏まえつつ、経済状況等を総合的に勘案した上で、その施行の停止を含め所要の措置を講ずる。（附則第18条関係）

（参考文献等）

財務省HP、平成24年度税制改正の解説（税理士法人右山事務所作成）

以上